

知らなかったでは済まされない！

残業代請求対策

運送・運輸業界で残業代請求が頻発！
この話を聞いておかないと会社は持ちません

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- 圧倒的に残業代を減らす歩合給の適切な使い方を学びたい方
- 現在の賃金支払方法が有効かどうか知りたい方
- 歩合給や定額残業代を導入する際の賃金規定について知りたい方
- 運送・運輸業界における2024年問題の解決策を知りたい方

参加費用
無料！

オンライン

2024年 3月4日 月

10:00~11:30

Web会議システム「Zoom」

オンライン

2024年 3月6日 水

10:00~11:30

Web会議システム「Zoom」



・Web会議システム『Zoom』を使用して実施します。
ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。
また、全日程とも同一の講義内容になります。

講師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫

【講師プロフィール】

一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了。(労働法ゼミ)
平成14年に司法試験に合格し、前橋の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。
これまでに取り扱った運送業の残業代請求事件としては、元従業員から約530万円を請求された事件を50万円の支払いで解決した事例や、約900万円を請求された事件を80万円の支払いで解決した事例等が挙げられる。
また残業代請求への予防法務としては、運送業者様に出来高払いの賃金体系を採り入れた実績がある。

【所属】群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野商工会議所、経営法曹会議

【講演歴】群馬県社会保険労務士会 太田支部、渋川支部、同前橋支部、高崎支部、
栃木県社会保険労務士会 県南支部、県西支部、
埼玉県社会保険労務士会行田支部、
埼玉SR経営労務センター 他多数

【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数



上野俊夫法律事務所
TOSHIO UENO LAW OFFICE

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F
TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735
URL:https://komon-uenolaw.com/



セミナーの ポイント

- 01. 残業代を減らすための賃金体系について具体的に伝授!
- 02. 悩ましい2024年問題解決のための正解をお伝え
- 03. 運送業者でありがちな賃金制度は○か×か?
- 04. 理想的な賃金規定の文言を具体的に説明

過去のセミナー の参加者の声

- 「現在の業務に大変参考になりました。」
- 「具体的な説明でわかりやすかったです。」
- 「各事例に具体性があり、実際に問題発生した場合対応できそう。」
- 「説明が実践に基づいているのでわかりやすかった。」

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます!
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます!
- ③ 実際の紛争トラブルを踏まえた具体的な事例を解説します!
- ④ オンライン形式なので気軽に参加できます!

参加費用
無料!

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ
特典がございます。

- 01 無料法律相談(初回30~50分)
- 02 残業代請求リスクの無料診断
- ▼さらに、セミナーを機に顧問契約をお申し込みいただいた場合
- 03 無料で管理職向け労務管理セミナー実施
- 04 過去のセミナー、研修のテキストをご提供

セミナーのお申し込みはウェブ申込フォーム、またはFAXで送信ください (FAX:0276-56-4735)

【パソコン・スマートフォンから】

QRコード

上野俊夫法律事務所 セミナー



で検索!



<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

【FAX用お申し込みフォーム】

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	必須		
参加されるセミナーに✓を付けてください。			
<input type="checkbox"/> 【オンライン】3月4日(月) 10:00~11:30		<input type="checkbox"/> 【オンライン】3月6日(水) 10:00~11:30	

お申し込み・お問い合わせ先/上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<https://www.komon-uenolaw.com>



※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。